

第2章 不断の改革の推進

1 「新たな行財政改革プラン」の策定

右肩上がりの経済成長を前提とした行財政システムからの転換をめざした「川崎再生」の取組が、その目的を概ね達成しつつある中で、世界的な経済危機等に起因する社会経済状況の変化により、本市の財政状況は再び厳しさを増しています。また、日本社会が既に人口減少期を迎えている中で、当面の人口増加と進展する少子高齢化、さらには国による政策変更・制度変更等にも的確に対応していく必要があります。

このようなさまざまな環境変化の中で、「市民生活の安定の確保に必要な市民サービスを着実に提供する」という地方自治体の責務を果たし、「新総合計画『川崎再生フロンティアプラン』」（以下、「新総合計画」という。）で示すまちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」を実現するためには、不断の改革の取組により、現在の極めて厳しい状況を乗り越えるとともに、将来に向けた公共サービス提供システム改革の方向性を明らかにし、そこに向かって着実な歩みを進めていくことが大変重要です。

こうしたことから、「新たな行財政改革プラン」（以下「新たな改革プラン」という。）を策定し、やがて来る人口減少期を見据えて、「元気都市かわさき」が20年先、30年先と持続的に発展していけるよう、「新たな飛躍」に向けて「不断の改革」とともに「活力とうるおいのある都市づくり」を進めます。

2 「新たな改革プラン」の「ねらい」

「新たな改革プラン」は、2011（平成23）年度から2013（平成25）年度までの3か年を計画期間とし、再び直面する厳しい状況を乗り越えるとともに、将来の高齢化が進展した人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムへの転換に向けた期間内の具体的な取組を明らかにするものです。

こうした取組により、地域の活力を維持向上するとともに、大幅な税収の増加が見込めない中においても増大する行政需要に的確に対応しながら、右肩上がりの経済成長を前提とした行財政システムからの確実な脱却と「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」の実現を図っていきます。

【ねらい1】再び直面する厳しい状況を乗り越える

(1) 極めて厳しい財政状況への対応

我が国経済は、リーマンショック以降の世界同時不況の危機的な状況からは着実に持ち直してきているものの、いまだに失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあるとされています。今後についても、海外経済の改善などから、景気が持ち直していくことが期待されておりますが、海外景気の下振れ懸念や為替レート・株価の変動などにより、景気が下押しされるリスクが存在するとともに、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然として存在しているとされています。

こうした中において、本市の市税収入については、今後、一定の増加が見込まれるところですが、短期的に大幅な回復が見込める状況にはありません。

一方、少子高齢化の進展や当面の人口増加などによる行政需要は、今後も増大することが見込まれるところです。

あわせて、地方分権改革に向けた国の各種制度の変更などに対しても、的確に対応する必要があります。

本市では、これまでも、「新総合計画」で示すまちづくりの基本目標である「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」を実現するため、行財政運営の指針として、歳入歳出の見込みと財源対策、さらには、行財政改革による効果額を示した上で、収支の見通しを明らかにした「財政フレーム」を作成し、中長期的な都市経営の視点に立った財政運営を行ってきました。

2002（平成14）年7月の「財政危機宣言」以降行った、行財政改革の取組では、急激な改革が市民生活に影響を与えることのないよう、2009（平成21）年度までの7年間の収支均衡をめざし、それまでの間に見込まれる収支不足については、減債基金からの借入れにより対応を図ってきたところです。

今後においても、行財政改革については、一定の期間をかけて取り組む必要がある一方で、市民生活の安全・安心を確保するためのサービスを着実に提供し、新たな成長産業を支援する取組など、将来にわたり本市が持続的に発展していくための取組については、時機を逸しないよう適切な対応が求められているところです。

こうしたことから、再び直面する厳しい財政状況への対応にあたっては、行財政改革の効果や活用可能な財源対策を見込んだ上で、なお残る収支不足額については、臨

時的な対応として減債基金からの借入れにより対応することとします。

今後、第4章に示す新たな「財政フレーム」を行財政運営の指針として、行財政改革の取組を着実に推進することで、現在の極めて厳しい社会経済環境を乗り越えるとともに、一刻も早く減債基金からの借入れを行わずに収支均衡が図れるよう、持続可能な財政構造の構築に向けた取組を推進していきます。

なお、これまで、次に掲げる「12の指標」などの客観的な基準に基づく財政状況を公表し、各指標の数値の状況や推移、類似団体比較などを勘案し財政運営を行ってきました。今後は、それらに加え、臨時財政対策債^(注7)などの市債の活用及び「減債基金からの借入れ」を行った場合における「実質公債費比率^(注8)」や「将来負担比率^(注9)」への影響も勘案し、安定的かつ計画的な財政運営を行っていきます。

(注7) 地方の財源不足を補てんするために特例的に認められる市債で、この元利償還金は全額が地方交付税算定の基礎に算入され、いわば国の肩代わりといえるもの

(注8) 市債やこれに準じる経費(民間事業者が建設した施設を市が分割して取得するものなど)の額の大きさを指標化し、実質的な元利償還金の水準を示すもの

(注9) 市債や将来支払うことが想定される負担(職員の退職金等)など、市の実質的な負債の標準的な1年間の歳入に対する比率で、将来の財政への圧迫度合いを示すもの

財政運営上の基準とする指標等

- (1) 会計の収支状況を把握するための指標
実質赤字比率
連結実質赤字比率
- (2) 財政構造の弾力性の確保のための指標
経常収支比率
市税収入に対する義務的経費の割合
- (3) 将来負担の縮減を図るための指標
プライマリーバランス
市民一人当たり市債残高
実質公債費比率
将来負担比率
将来負担返済年数
- (4) 企業会計等の経営の健全化を推進するための指標
基準外繰出金
資金不足比率
負債比率

(2) 進展する高齢化への対応

本市はこれまで、高齢化が進展する中で、真に必要なサービスが必要な人に確実に届くよう、特別養護老人ホームの整備等をはじめとしたサービス基盤の充実を進める一方で、シニア世代の方々が長年にわたり培ってきた多様な知識・経験・能力を地域の中でさまざまな形で発揮しながら、地域の課題を自ら解決していく仕組みづくりを進めるとともに、シニア世代の技術や経験等を活かして地域や地元企業の発展に貢献する「達人倶楽部」や、学校の有効活用及び地域管理の担い手としての取組など、シニア世代の方々が地域で生きがいを持って暮らせるよう、さまざまな取組を推進してきました。

今後、2012(平成24)年以降には、いわゆる「団塊の世代」の地域回帰が見込まれている中、シニア世代をはじめとする高齢者については、年齢の面から画一的に福祉サービスの受け手としてのみとらえるのではなく、地域社会における公共サービス提供の担い手としての役割が期待されています。

本市は、今後も引き続き、高齢化の進展に対応するためのサービス基盤の充実を進めるとともに、これまで取り組んできたシニア世代による地域活動の推進とあわせて、地域の課題解決に向けた、シニア世代との協働による取組を一層強化していきます。

(3) 地方分権改革等への対応

本市は現在、包括的な事務権限等が不足していることや、法令等による義務付け・枠付けが多く存在していることなどから、高い自由度のもとでの自主的・自立的な行財政運営が難しい状況にあります。

こうしたことから、本市としては、国の動向に適切に対応し、効率的・効果的な事務事業が実施できるよう、条例や組織体制の整備などを的確に行うとともに、地方分権改革のさらなる推進に向けて、必要な制度の実現や見直しについてあらゆる機会を通じて国等へ積極的に働きかけていきます。

また、社会経済状況の変化への対応が不十分であり、市民の利便性や制度の安定的運営の観点からも多くの課題を抱えている、社会保障をはじめとするさまざまな国の制度について、必要な見直しを国等に積極的に働きかけていきます。

【ねらい2】将来の人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムへの転換を図る

「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会」をめざして

将来の高齢化が進展した人口減少社会において、さまざまな世代の市民が生きがいをもって、いきいきと暮らしていくためには、それぞれが持つ知識や経験を活かし、能力を発揮しながら、活躍する場が必要です。

また、市民が地域社会の課題を自ら解決していくことを基本としながら、市民から信託を受けた部分を自治体が担うという考え方に基づいて、分権型社会にふさわしい市民自治の充実を図ることは、地域の活力を高めるだけでなく、さまざまな課題などを解決するための方策ともなります。

本市は、2005（平成17）年4月に「川崎市自治基本条例」（以下「自治基本条例」という。）を施行し、自治の基本理念として市民が地域社会の課題を自ら解決していくことを明らかにするとともに、情報共有、参加、協働を自治運営の基本原則として定め、これまで、「川崎市区民会議条例」、「川崎市パブリックコメント手続^{（注10）}条例」、「川崎市住民投票条例」をはじめとした自治運営の仕組みを構築してきました。

「新たな改革プラン」では、将来の高齢化が進展した人口減少社会を見据えて、中・長期的にめざす公共サービス提供システム改革のポイントとして「市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会」を掲げ、さまざまな世代の市民や町内会・自治会、NPO法人をはじめとした市民活動団体、事業者などが持つ知識や経験を活かし、能力を発揮しながら、活躍する場をつくることにより、市民と市民、事業者等と市民が公共サービスを直接やり取りするような仕組みが機能する領域を増やし、誰もがいきいきと心豊かに暮らせる活力ある地域社会と、中間コストのかからない効率的・効果的な公共サービス提供システムの構築をめざしていきます。

（注10） 市民の生活にとって重要な政策等を定める際に、政策等の案や関連資料をあらかじめ公表して、市民の意見を募り、提出された意見を考慮して政策等を定める制度のこと。

「新たな改革プラン」の「ねらい」

【ねらい1】

再び直面する厳しい状況を乗り越える

極めて厳しい財政状況への対応
進展する高齢化への対応
地方分権改革等への対応

【ねらい2】

将来の人口減少社会を見据えた
公共サービス提供システムへの
転換を図る

「市民や事業者等の力が発揮できる
活力ある地域社会」をめざして

新たな改革プラン

連携

新総合計画
「川崎再生フロンティアプラン」
第3期実行計画

計画期間:2011(平成23)年度~2013(平成25)年度

「元気都市かわさき」が持続的に発展していけるよう、再び直面する厳しい状況を乗り越えとともに、将来の高齢化が進展した人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムへの転換に向けた計画期間内の具体的な取組を明らかにするもの

「新たな
財政フレーム」

基本構想の実現をめざした取組を推進するため、具体的な取組内容及び目標を明示し、本市すべての施策・事業を明らかにするもの

1 効率的・効果的な行政体制の整備

4 市民サービスの再構築

2 組織力の強化に向けた取組

改革の実現
に向けた
6つの取組

5 地方分権改革等に向けた取組

3 市民や事業者等の力が発揮できる活力ある地域社会づくり

6 将来を見据えた都市基盤施設の整備と活用

7つの基本政策

9つの重点戦略プラン

地方分権改革

自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり

3 改革の実現に向けて

本市は、再び直面する厳しい状況乗り越え、将来の人口減少社会を見据えた公共サービス提供システムへの転換に向けた歩みを着実に進めるため、今後も効率的・効果的な行政体制の整備に向けた取組や、組織マネジメント強化、人材育成の取組などの「市役所内部の改革」を引き続き推進します。

また、活力ある地域社会づくりに向けて、地域の課題を地域で解決するための取組等について、区役所を中心に着実な実践を積み重ねていく取組を推進するとともに、本市をとりまくさまざまな状況変化に対応しながら、必要に応じて市民サービスの見直しを図り、真に必要なサービスが必要な人に確実に届くよう市民サービスを再構築します。

あわせて、本市が自主的・自立的な行財政運営を行っていくため、地方分権改革のさらなる推進に向けて取り組むとともに、将来を見据えた都市基盤施設の整備と資産活用を推進するなど、これまでの3次にわたる行財政改革の取組を踏まえながら、改革の実現に向けた取組を引き続き推進します。

なお、こうした改革の取組を進めるに当たっては、予断を許さない景気状況や「地域主権改革」をはじめとする国の動向、さらには、2011（平成23）年3月に東北・関東地方で発生した震災の影響等、今後においても大きな状況変化が想定されることから、必要に応じて取組スケジュールを変更するなど、的確かつ機動的に対応することとします。